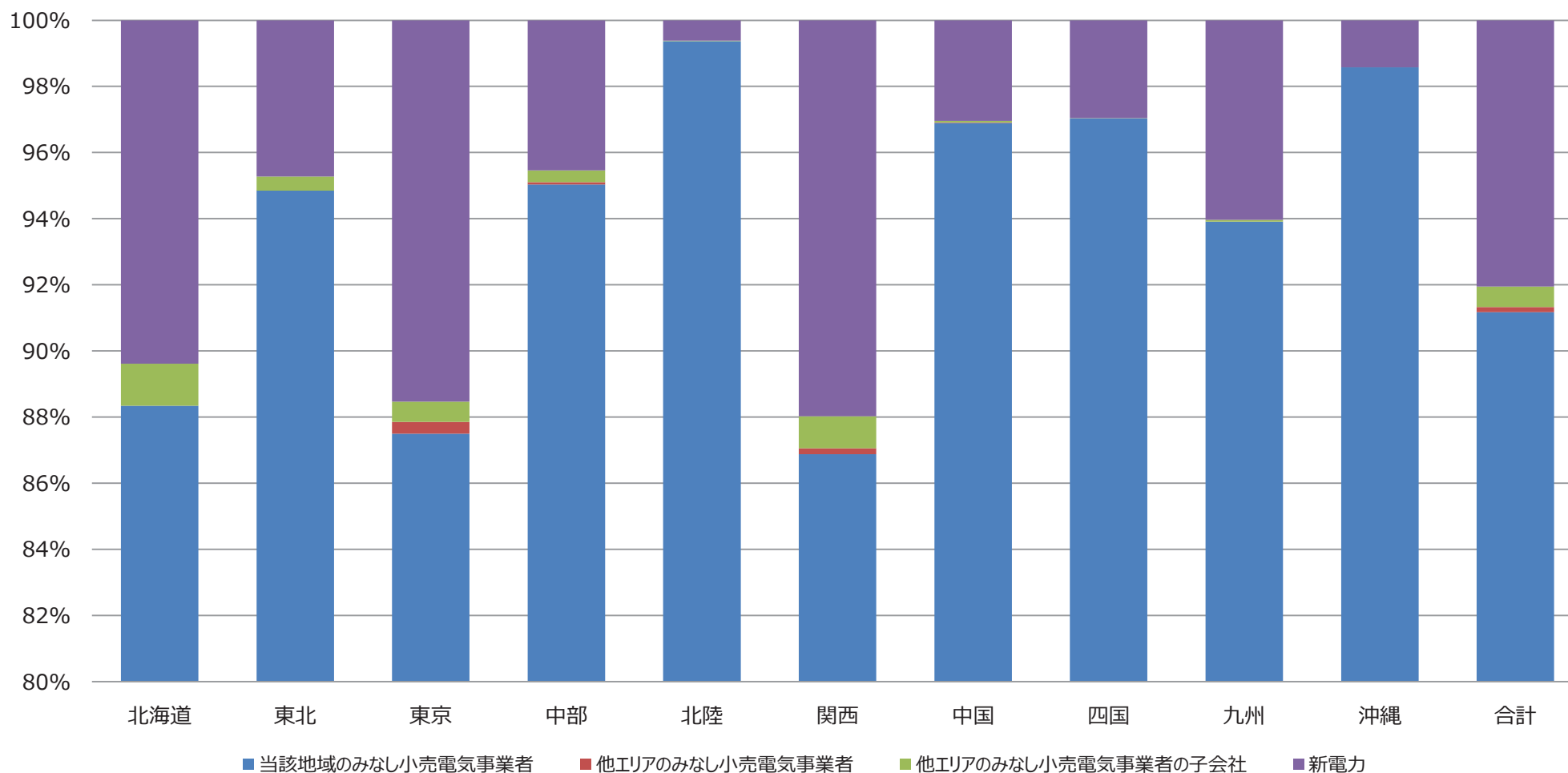


地域毎の域外供給実績（全電圧）

参考資料

- みなし小売電気事業者及びその子会社による旧供給区域外への進出は進んでおらず、旧供給区域外への供給は全体の約0.8%。地域別では沖縄を除く全ての地域で域外供給が発生している。具体的な数値は、北海道（約1.27%）、東北（約0.42%）、東京（約0.97%）、中部（約0.43%）、北陸（約0.01%）、関西（約1.15%）、中国（約0.06%）、四国（約0.01%）、九州（約0.06%）となっている。



接続検討に関する情報提供について

- 電力についても「適正な電力取引についての指針」において、旧一般電気事業者が系統接続検討に関する情報提供を行うことを、「望ましい行為」と位置づけている。

(参考) 適正な電力取引についての指針

第二部 適正な電力取引についての指針

IV 託送分野等における適正な電力取引の在り方

2 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為及び問題となる行為

(2) - 1 - 2 一般送配電事業者の送配電等業務における差別的取扱いの禁止

ア 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為

- ① **系統運用や系統情報の開示・周知等について**、広域機関の定める送配電等業務指針並びに国の定める「電力品質確保に係る系統連系技術要件ガイドライン」（平成28年7月28日改定。以下「系統連系ガイドライン」という。）及び「**系統情報の公表の考え方**」（平成24年12月策定、平成28年4月改定。以下「系統情報ガイドライン」という。）を踏まえて、**一般送配電事業者は電気供給事業者全てに適用される社内ルールを定め、それを公開し、当該ルールを遵守して託送供給等を行う。**

(参考) 適正なガス取引についての指針

第二部 適正なガス取引についての指針

IV 託送供給分野における適正なガス取引の在り方

2 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為及び問題となる行為

(3) 差別的取扱いの禁止

ア 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為

- ② **導管網への接続検討における望ましい対応**

また、事業者間の公正かつ有効な競争を促進する観点から、導管網への接続検討を申し込まれた場合において、**ガス導管事業者は、以下の情報を提示することが望ましい。**

- 1) 接続側で具備することが求められる設備及びその根拠
- 2) 接続点におけるガス圧力や流量などガス製造設備の設計等に必要な情報
- 3) 託送供給可能量の制約及びその根拠
- 4) 振替供給可能量 等

電気購入先/料金プランを変更を検討したが変更しなかった理由

- 電気の購入先/料金プランを比較検討したが変更しなかった理由は、「思ったより電気料金が安くならなかったから」「変更することのメリットがよくわからないから」「なんとなく変更してしまうことに不安があるから」が高い。解決されたら変更すると思うものについては、料金に関する項目が高い。

